

① 実施方法

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービスを提供する。

② 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難なものとする。

③ 利用者負担

理美容料金については利用者負担とする。

(キ) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

① 実施方法

加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態（グループリビング）に対し、次の支援を行う。

- a グループリビングに対する支援プログラムの作成・調整
- b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

② 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者で同一家屋内で食事等、お互いに生活を共同化できるもの。

③ 利用定員

5人から9人。

④ 事業実施にあたっての留意点

当該居住形態が5年以上続くと見込まれること。また居住者について、所有権の共有や賃借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

(ク) その他の事業

① 実施方法

(ア) から (キ) までに掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者等の介護予防・生活支援に資する事業であって厚生大臣が適当と認めるものを行う。

② 事業実施に当たっての留意点

本事業を実施するに当たっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

(2) 介護予防・生きがい活動支援事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

イ 実施主体

実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 利用料

市町村は、介護保険の対象サービスの利用料との均衡を考慮しつつ、食材料費等の実費等を定め、利用者がこれを負担するものとする。

エ 実施事業

(ア) 介護予防事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業。

① 事業内容

- a 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）
 - 転倒骨折予防教室の開催（生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等）
 - 生活環境・習慣の改善（転倒骨折予防ケアのための生活支援）
- b 痴呆予防・介護事業
 - 痴呆予防・介護教室の開催（軽度の痴呆性高齢者及びその家族）
 - アクティビティケアの実施（音楽活動、絵画、書道、演劇等）
- c IADL（日常生活関連動作）訓練事業
 - 自立支援教室の開催（炊事・洗濯等の家事訓練を中心とした教室）
 - 生活環境・習慣の改善
- d 地域住民グループ支援事業
 - 住民の自主グループ活動育成支援（ボランティアで、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援）
 - 地域住民による定期訪問活動

② 事業実施に当たっての留意点

本事業を痴呆対応型共同生活援助事業を実施する者に委託する場合については、事業に要する経費のうち、初度設備費として、5,000千円を上限に補助できるものとする。（ただし、社会福祉施設等施設整備費又は保健衛生施設整備費など公的な補助を受けた者を除く。）

(イ) 高齢者食生活改善事業

① 事業目的

高齢者及びその家族を対象に、高齢者の食生活改善を支援することを目的とする。

② 事業内容

- 高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者（在宅栄養士、食生活改善推進員、ボランティア等）に対する研修の実施
- 高齢者及びその家族を対象とする高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等の開催

- 食生活改善推進員等が高齢者宅を訪問して行う食生活改善の支援
- 高齢者の食生活上の留意点等に関する普及・啓発
- ③ 事業実施に当たっての留意点
 - 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
 - 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。

(ウ) 運動指導事業

- ① 実施方法
 - 生活習慣病予防のための運動指導を効果的に推進する。
- ② 利用対象者
 - 40歳以上の者で基本健康診査や健康度評価等の結果から、運動指導を行うことにより、生活習慣病予防の効果が期待できると認められる者
- ③ 事業内容
 - 初期のアセスメント
 - 指導担当者（医師、理学療法士、保健婦（士）、管理栄養士、健康運動指導士等）が対象者の健康状態、生活習慣、運動能力などを把握する。
 - 運動プログラムの作成
 - 指導担当者は、対象者の特性にあわせて運動プログラムを作成する。プログラムの内容は、ストレッチング、軽体操、ウォーキング、水中運動等の具体的な運動方法、運動開始時・終了時のセルフチェック方法等とする。
 - 運動指導
 - 運動指導にあたっては、対象者が運動プログラムに従い適切に運動を行い、かつ継続できるよう指導する。実施回数は、週1回程度、実施期間はおおむね2か月程度とする。
- ④ 記録の整備
 - 対象者ごとに、指導内容、指導日付、担当者、運動の内容・強度等の記録簿を作成する。
- ⑤ 効果の評価
 - 実施期間終了時に、参加状況、種々の健康評価項目、生活改善状況などを

評価する。

⑥ 事業の実施場所

市町村保健センター等とする。必要に応じ、健康増進施設、老人保健施設等に委託できるものとする。

⑦ 事業実施に当たっての留意点

- 市町村は指導担当者に対して、生活習慣改善に必要な運動指導についての研修を、必要に応じて行うものとする。
- 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、事業の円滑な実施のための体制の整備を図るものとする。
- 関係団体および関係機関等と連携・調整を図るものとする。
- 事業が安全に行われるよう、かかりつけ医等との連携の上で実施するものとする。

(エ) 生きがい活動支援通所事業

① 実施方法

生きがい活動援助員を配置し、利用対象者の希望及び身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。

② 利用対象者

おおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者とする。

③ 職員の配置

本事業を実施するために、生きがい活動援助員を常勤で1人以上配置するものとする。ただし、1日当たりの利用人員が常時15人以上の場合は1人、20人以上の場合は2人の補助職員を配置できるものとする。なお業務に支障のない範囲において職員が他の業務と兼務することは差し支えない。

④ 生きがい活動援助員の業務

生きがい活動援助員は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を実施するため、事業を実施する施設の状況及び利用対象者の希望を把握し、事業を計画的に実施するものとする。

⑤ 事業実施にあたっての留意点

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツや園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつかえない。
- c 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。

(オ) 生活管理指導事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業。

① 生活管理指導員派遣事業

日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整等を行う。

② 生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

(3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちになり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。